

# フランスへの農林水産物・食品の 輸出に関するカントリーレポート 品目別：茶

2023年3月  
EU輸出支援プラットフォーム パリ事務局

# 目次 茶

<b>1. 茶のフランスにおける市場動向</b> .....	<b>P. 3</b>
① 茶の市場動向 .....	P. 4
② 近年の傾向 .....	P. 1 4
<b>2. 輸出事前準備（出荷までに行うこと）</b> .....	<b>P. 1 7</b>
① 食品基準・関連規則の確認 .....	P. 2 0
② 関税 .....	P. 3 1
③ 表示（ラベル等） .....	P. 3 3
④ 商標・知財 .....	P. 3 4
⑤ 有機証明書（認証）の取得 .....	P. 3 5
⑥ 輸出入に必要な書類の準備 .....	P. 3 7
<b>3. 輸出手続き（空港、港湾で行う手続き）</b> .....	<b>P. 3 8</b>
① 植物検疫証明書と分析証明書の取得（証明書の取得） ..	P. 3 9
② 輸出国税関の通関 .....	P. 4 0
<b>4. 輸入手続き（現地到着時に行う手続き）</b> .....	<b>P. 4 1</b>
① 食品安全検査 .....	P. 4 2
② 輸入国税関通関 .....	P. 4 3

# 1. 茶のフランスにおける市場動向

# 1 - ① フランスにおける茶の市場動向

## A 日本からフランスへの農林水産物・食品の輸出状況

- 日本からフランスへの主な輸出品は、日本酒やウイスキー等のアルコール飲料や醤油等。
- 緑茶は、年々増加傾向にあり、10年間で約3倍になっている。

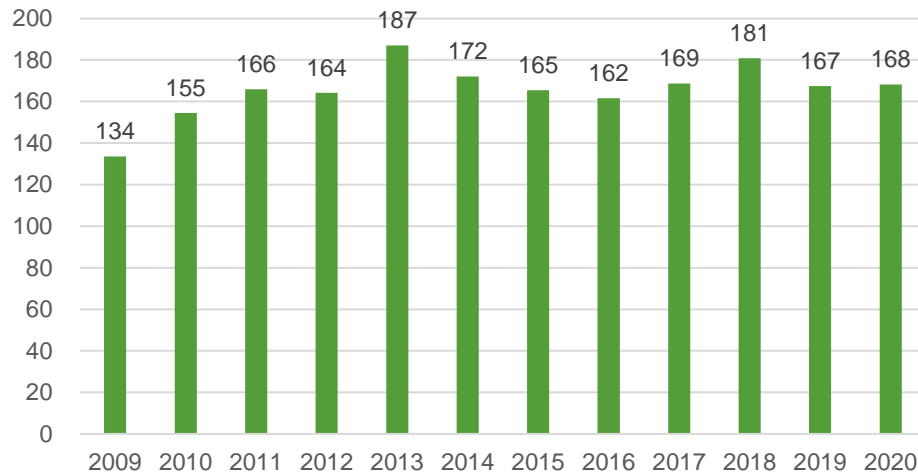
2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
アルコール飲料 1,159百万円	アルコール飲料 1,648百万円	アルコール飲料 2,542百万円	アルコール飲料 2,618百万円	アルコール飲料 3,226百万円	アルコール飲料 3,333百万円	アルコール飲料 3,440百万円	アルコール飲料 3,185百万円	アルコール飲料 5,748百万円
ホタテ貝 302百万円	醤油 337百万円	ホタテ貝 367百万円	ホタテ貝 381百万円	醤油 399百万円	醤油 390百万円	醤油 396百万円	醤油 424百万円	メントール 681百万円
醤油 300百万円	ペプトン等 233百万円	醤油 333百万円	醤油 369百万円	緑茶 285百万円	ソース 混合調味料 330百万円	緑茶 320百万円	果汁 337百万円	醤油 555百万円
ソース 混合調味料 197百万円	ホタテ貝 191百万円	緑茶 220百万円	緑茶 322百万円	ホタテ貝 256百万円	緑茶 310百万円	果汁 314百万円	たばこ 318百万円	たばこ 484百万円
ペプトン等 196百万円	ソース 混合調味料 173百万円	ソース 混合調味料 173百万円	ソース 混合調味料 198百万円	ソース 混合調味料 228百万円	果汁 228百万円	ソース 混合調味料 306百万円	緑茶 312百万円	ソース 混合調味料 415百万円
デキストリン 等 193百万円	緑茶 170百万円	ペプトン等 172百万円	スープ・ブロス 186百万円	果汁 197百万円	デキストリン 等 218百万円	かつお・マグロ 249百万円	ソース 混合調味料 290百万円	緑茶 378百万円
メントール 155百万円	真珠 144百万円	播種用の種 162百万円	植物の液汁 エキス 176百万円	播種用の種 196百万円	播種用の種 216百万円	ペプトン等 244百万円	スープブロス 234百万円	果汁 339百万円
播種用の種 154百万円	植物の液汁 エキス 132百万円	たばこ 151百万円	ペプトン等 161百万円	デキストリン等 152百万円	スープ・ブロス 178百万円	デキストリン等 184百万円	デキストリン 等 179百万円	かつお・マグ ロ 270百万円
合計 45億円	合計 49億円	合計 61億円	合計 65億円	合計 72億円	合計 75億円	合計 79億円	合計 77億円	合計 127億円

# 1 - ① フランスにおける茶の市場動向

## B フランスの茶需給

### フランスの茶の輸入額

単位: 百万ドル



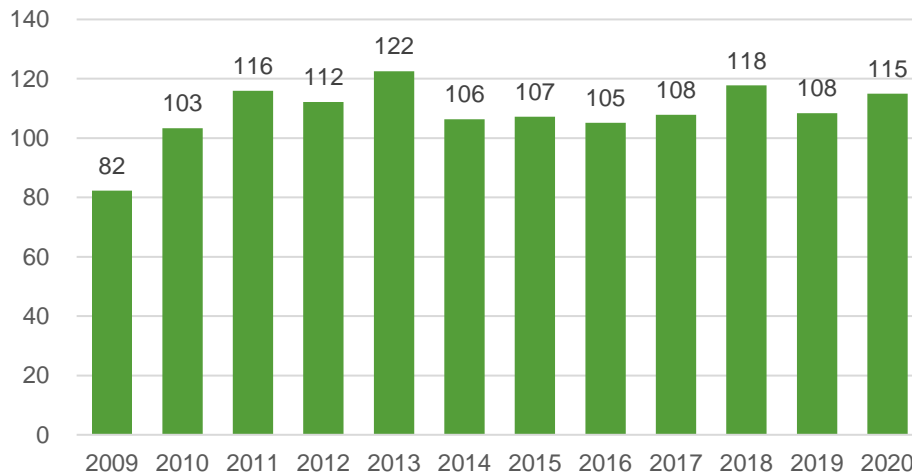
### 2020年の茶輸入先

- ポーランド: シェア28% (47百万ドル)
- ドイツ: シェア21% (36百万ドル)
- 中国: シェア12% (20百万ドル)
- ベルギー: シェア7% (12百万ドル)
- 英国: シェア7% (11百万ドル)
  
- 日本: シェア2.5% (4.2百万ドル)

出展: フランス貿易統計より

### フランスの茶の需要額

単位: 百万ドル



### フランスの需要動向

- お茶の需要はコーヒーや他飲料への需要にとって代わられているが、ハーブティーの増加により、全体ではおおむね横ばい。
- 近年では、輸入された茶葉と地元産ハーブのブレンドによるフレーバーティーが消費の中心

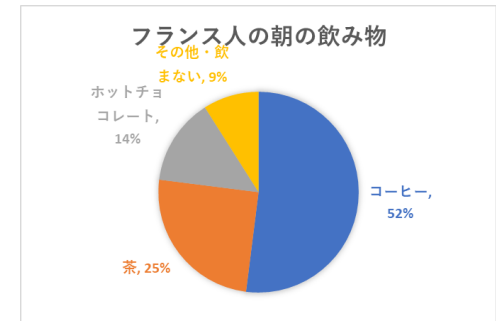
出展: フランス統計より試算 5

# 1 – ① フランスにおける茶の市場動向

## C マーケットの概要

### (1) 市場の状況

- 紅茶は、ポーランドやドイツを經由し輸入
- 緑茶は中国から主に輸入
- フランスでは茶葉の国内生産はない



出展：フランス月刊雑誌より

### (2) 需要動向

- お茶の需要は、コーヒーや他飲料への需要にとって代わられており、長期的に減少傾向にある。
- フランスの消費者は、ティーバッグでの消費を好む
- 近年では、輸入された茶葉と地元産ハーブのブレンドによるフレーバーティーが消費の中心
- コロナ禍において、茶の需要は回復。茶は健康に良いもの・病気予防に効くものと捉えられている。

### (3) 日本産茶葉のポジション

- 日本産の緑茶は、プレミアム帯の高品質緑茶として消費者に認識されている。
- 価格面では、一般的な中国茶の価格帯と比較して、日本茶は2～3倍ほど高く設定されている。

### (4) マーケティングの状況

- 商品を販売する茶メーカーは、独自のフレーバーやイノベーティブなパッケージングを通じて差別化を図る。
- 流通の過程において、ブレンド・梱包事業者が、様々な茶葉をブレンドし、フレーバーやパッケージのデザインで工夫を図っている。
- 日本企業は、現地のTeahouseを通じたプロモーションやテイस्टینگイベントを実施。

# 1 – ① フランスにおける茶の市場動向

## D 消費者の嗜好

- 一般に、ティーバッグでの消費が主とされる。
- 消費者は、ハーブティー、フルーツティー、更にはオーガニックティーを好む傾向があり、その背景には、病気予防や健康志向の高まりがある。

### 小売での消費

- スーパーマーケット
- ハイパーマーケット(※)
- EC
- 女性が消費者の中心。
- 一般的に、フランス人はティーバッグでの飲用を行っている。
- 多くの消費者は、スーパーやハイパーマーケットにて茶を購入し、家庭で飲むことが主流

※ヨーロッパで広まった小売業態の一つで郊外型の大規模なスーパーマーケット。

### 外食での消費

- 茶専門店 (Teahouse)
- カフェ
- ホテル
- フランスにおいては外でお茶を飲む文化が薄い  
ため、外食での茶消費のシェアは低い傾向。
- 外で消費される場所としては、カフェ・ホテル・ク  
イックサービスレストラン・オフィスにおける自販  
機を通じた消費がある。

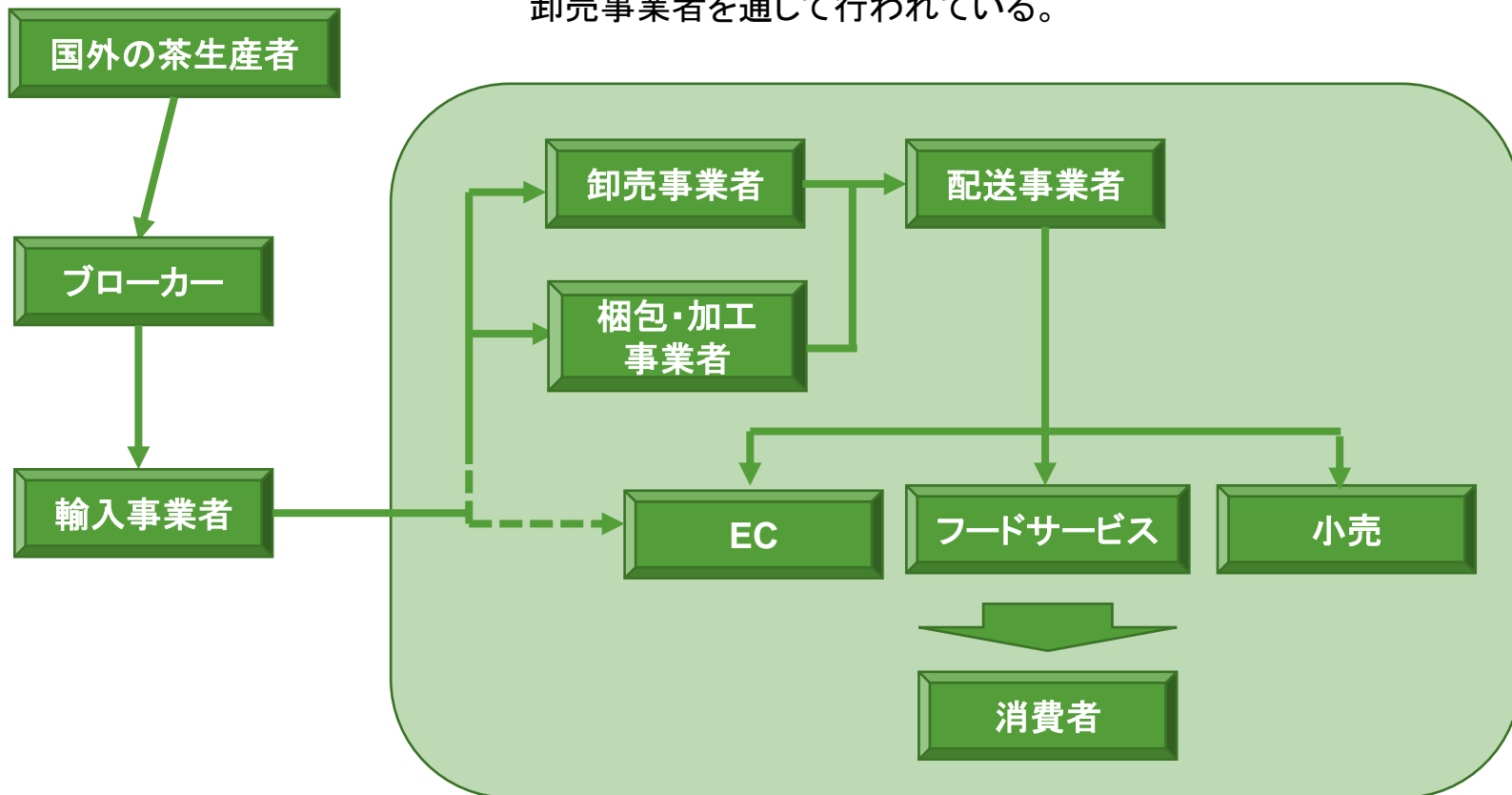
### フランス消費者の茶への嗜好

- ミルクやレモン無しで飲むスタイルでホットが中心であったが、ここ5年でアイスティも増えている。
- コロナ感染のため、茶需要が増大。茶は健康に良いもの・病気予防に効くものと捉えられている。
- フランスの「茶」は、ハーブ等とブレンドしたハーブティーが中心で、一例としてはMint TeaやLemon Verbena Tea等がある。
- ホット飲料の主流はコーヒーで、茶のシェアは比較すると低い。

# 1 - ① フランスにおける茶の市場動向

## E 流通構造

### 主要な流通体系



- お茶の輸入事業者（インポーター）はフランス国内には少ない。大手の例としては、CarrefourやDeman Societyなど。
- 小売・外食・EC事業者のほとんどは、卸売事業者を通じた調達がメインとなっている。
- 高級茶は、ECサイトを通じて直接販売される場合もある。



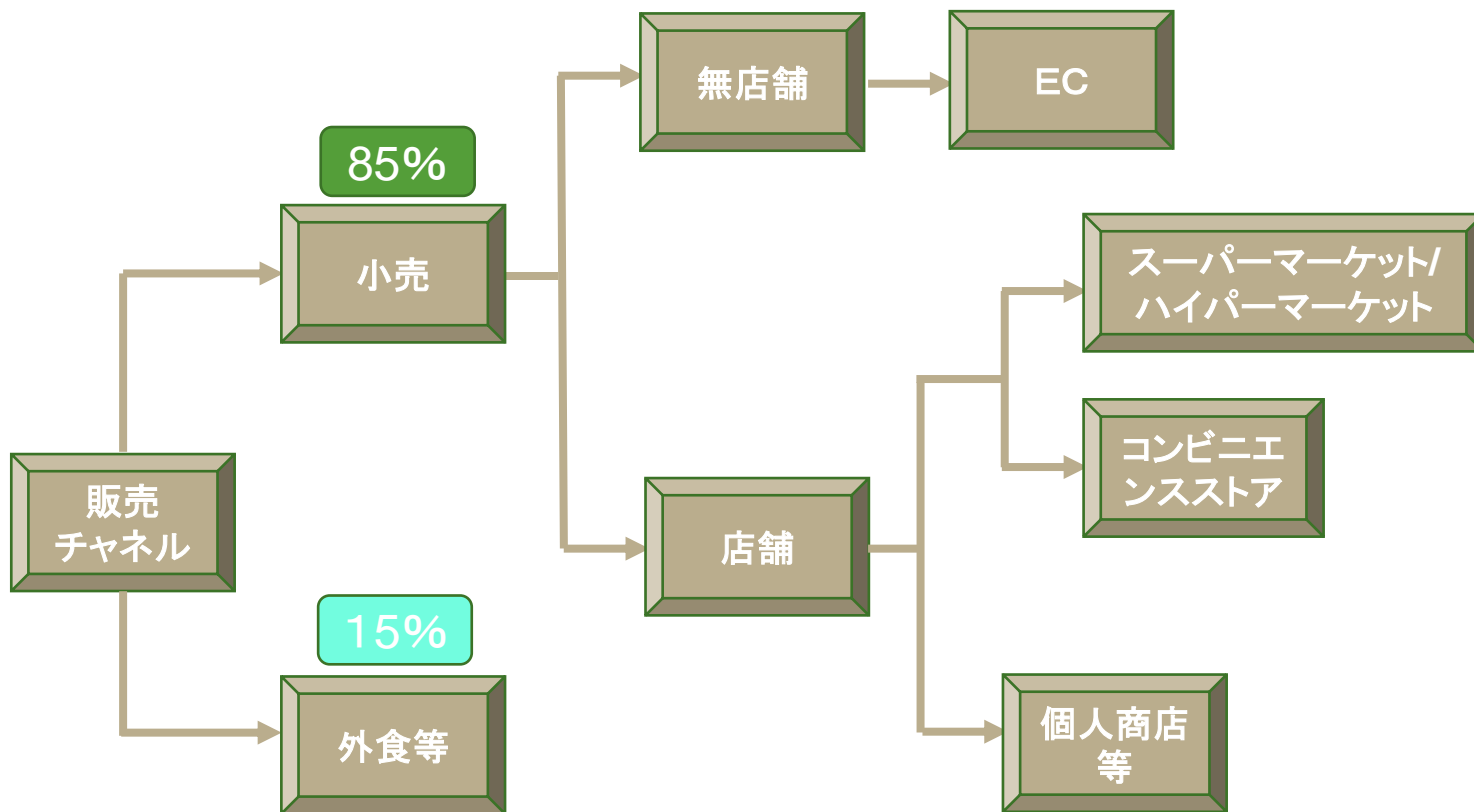
# 1 - ① フランスにおける茶の市場動向

## F 販売チャネル

販売チャネルのシェア

・85%:スーパー等の近代小売り経由が中心

・15%:外食等を通じた販売



- 茶専門店では100~200ほどの種類の茶が販売されているのに対し、スーパーや一般的なレストラン・カフェでは、10~15種類ほどしかない。
- スーパーでは、およそ3割がフレーバーなしの茶、およそ7割がフレーバーティーの販売構成。
- ハイパーマーケットは、最も大きなシェアを持つ茶葉の販売チャネルとなっている。

# 1 - ① フランスにおける茶の市場動向

## ■ フランスの販売チャネルパートナーの例

タイプ	企業名	売上(USドル)	特徴	販売の状況
輸入事業者	Cha Yuan Tea House	NA	Importer, Distributer & Retailer	
	Le Palais des thes	NA	Importer, Wholesaler & Retailer	
	Cannon George	NA	Importer, Distributer	
EC事業者	Cajoo	NA	Grocery e-retail platform in France	EC経由の茶需要は少ないが、デリバリーサービスの充実に伴い、年々シェアが増加している。
	Greenweez	5百万ドル	Organic grocery e-retail platform in France	
	Annachi Supermarket	NA	Grocery e-retail platform in France	
ハイパー スーパー	Carrefour	900億ドル	Leading hyper/supermarket chain	スーパー等における茶市場のシェアは、85%程度と非常に高い。更に、スーパーが展開するECサービスの充実により、年々その存在感を増している。
	E.Leclerc	570億ドル	Leading supermarket	
	Auchan	604億ドル	Leading supermarket, convenience store	

# 1 – ① フランスにおける茶の市場動向

## G – ① 日本産品の状況

競合製品	概要
商品戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>■ メジャーなものは、Sencha、Gyokuro、Matcha、Banch Hojicha、Genmaicha 等</li><li>■ Matchaそのものの飲用は広まっておらず、アイスなどに用いられることが一般的。</li><li>■ 日本茶は適切に淹れないと苦く感じられるため、適切な温度管理が必要。そのため、扱いが複雑だと認識されている。</li></ul>
価格戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 高価格帯での販売がメイン。(平均販売価格は4.7米ドル～11.8米ドル/50g)</li><li>■ 一般的な中国茶の価格帯と比較して、日本茶の価格帯は2～3倍ほど高く設定されている。</li></ul>
流通戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 大半は小売店経由で流通している。</li><li>■ 寿月堂などの高級ラインのブランドについては、フランス国内に専門店を有して自社で販売している。</li></ul>
プロモーション戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 日本産の茶は、プレミアム帯の高品質な緑茶として一般的に認識されている。</li><li>■ 寿月堂は茶専門店をパリ市内にオープンし、テイスティングのホスト等を努め、プロモーションに尽力している。寿月堂は、ハイエンド・同一産地を扱い、同社のブランドにブレがないように努めている。</li><li>■ ティスティングイベントには、日本茶アンバサダーの支援のもと実施がなされている。</li></ul>

# 1 – ① フランスにおける茶の市場動向

## G – ② 競合品の状況

競合製品	概要
商品戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 緑茶(シェア31.8%)、紅茶(シェア47.1%)、茶調製品・エキス・濃縮品(シェア21.1%)</li><li>■ Flavored &amp; Scented tea (果実やハーブ・花きの香りを調合した茶製品)を開発・販売することで差別化を図っている状況にある。</li><li>■ また、茶のメーカーは、イノベーターなパッケージを通じて差別化を図っている。</li></ul>
価格戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 平均的な茶製品の価格は50グラムあたり2.5ドル～6ドル。</li><li>■ Flavored &amp; Scented teaはより高価格で販売されている。</li></ul>
流通戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 大半は小売店経由で流通している。</li><li>■ Kusmiのような一部高級ラインのブランドについては、空港のデューティーフリーストアでの販売や、ハイブランド店やフラッグシップストアでの販売も実施されている。</li><li>■ Mariage Freres、Kusmi tea、Freres Dammanといった茶専門店は、東京やニューヨーク・ベルリンといった、国外にも販売店を有する。</li></ul>
プロモーション戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 茶メーカーは、お茶のテイスティングイベント等で、商品のプロモーションを行うとともに、知名度向上を図っている。</li><li>■ Kusmi teaやPalais des Thesといったフランスの茶ブランドは、スクールを開講し、飲用方法・テイスティング・料理とのマリアージュといった事項について広める施策を展開。消費者教育を図る方法の一つとして実施している。</li></ul>

# 1 - ① フランスにおける茶の市場動向

## H フランスの商習慣

- 一般的なマージン: 輸入事業者の場合は、50～60% (高人件費と税金のため)
- 一般的な物流: 生産国からのお茶は船便で港へ届き、港では通関業者が輸入業者の倉庫への輸送を手配。加工が必要な場合、お茶は加工またはブレンド施設へと送られ商品化。
- 最終的には、お茶はスーパーや茶専門店に運ばれ、販売されている。一般的に、スーパーへの輸送は輸入業者によって手配されることが多い。
- 支払い方法: 銀行払い込みが一般的。支払いの20～30%は注文時の前払い。残りは、商品の発送時に支払いがなされるケースが多い。
- 原産国に対するイメージ: 一例をあげると、
  - インド産のお茶であれば、消費者は「エキゾチック」と感じる。
  - 中国産であれば、品質への疑念やイメージの悪さがあるため、消費者は購入を多少は躊躇する。そのため、中国企業は、パッケージに「Produced in Asia」と記載することがある。

# 1 - ② 茶市場の近年の傾向

## ◆ 最近の緑茶トレンド

- ◆ 「お茶」といえば紅茶か就寝前のハーブティーが長い間主流だったフランス。しかし今、フランス人たちの生活に緑茶が入り込んでいる。
- ◆ 緑茶が飲まれるようになる前にはフレーバーティーのブームがあった。紅茶ベースでイチゴやかんきつ、バニラやチョコなどのフレーバーが混ざり合った味で、フルーツケーキを思わせた。フランス人がお菓子的なこのフレーバーティーに飽き始め、お茶本来の味を再びシンプルに楽しむ人々が増えてきたのがここ10年くらい。そして2018年頃からは紅茶だけではなく緑茶が加わった。
- ◆ フランス人が緑茶を飲むようになったきっかけに、日本食ブームがあることは否めない。 正統派の高級和食店のみならず、アジア系料理人によるご飯が長方形にぎゅっと固まったおすしが食べられるレストランも、有名シェフがクリエイトする1貫に5種もの味が混ざり合った寿司まであるスシレストランも、すべてひっくるめてレストラン・ジャポネとして人気を得たが、それは緑茶を飲む機会にもつながった。
- ◆ そして今、緑茶はフランス人に親しみあるものとなった。お茶は嗜好品といわれる。嗜好品の定義は「健康のためというより感情を気持ちよくさせるもの、癖になり、無いと寂しく感じられるもの」。一度知った緑茶のうま味がまた欲しくなる嗜好品反応か、今や多くのフランス人たちが緑茶を購入して自宅でも飲むのだ。
- ◆ 加えてここ数年の抹茶ブームが緑茶の普及に勢いをつけた。 抹茶ブームと言ってもスターバックスなどで気軽に飲める「抹茶ラテ」的なものだ。フランスでは抹茶は「Matcha」だがグリーンティーである「the vert」(フランス語)と混同されることも少なくない。抹茶ラテをきっかけにして若者たちはグリーンティーにも耳慣れ、やがて舌も慣れ始めた。
- ◆ 結果、それまで大人が好んでいた緑茶の消費年齢が下がり、年代を超えて緑茶が知られるようになった。しかし、若者には緑茶=日本茶であるとは限らない。緑茶=グリーンティーの中でも日本茶を好むのは、味にうるさい“大人たち”が多いからだ。
- ◆ 友人宅で日本茶を初めて飲み、その丁寧な淹(い)れ方と植物に近い味が印象に残り、飲み始めました。今では我が家にもあって気分や時間によって紅茶と飲み分けしています。日本の緑茶かそれ以外の国の緑茶かもほぼ分かりますよ」(マリエル、50代前半/映画関連)
- ◆ 「日本茶は10年くらい前に知ったでしょうか。おいしいだけでなく心身ともに清めてくれるような緑茶独特の感覚が好きです。現在は、パレデテ(palais des thes、フランスのお茶メーカー)の日本の煎茶を日常的に飲んでいます」(アンヌ、40代/小学校勤務)
- ◆ 「20代のときに日本を旅して緑茶を初めて知りました。それ以来好きになって今日まで毎日、朝かランチの後に日本茶を飲んでいます。濃いめに淹れて苦さと甘さを味わっています。健康にも良いと感じていますよ」(エリック、40代/インターナショナルビジネス)



# 1 - ② 茶市場の近年の傾向

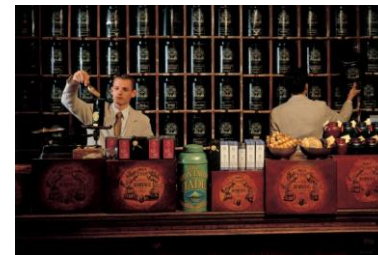
## ◆ 最近の緑茶トレンド（参考）

①



フレーバーティー

フルーツ・ハーブティー  
フルーツ/ハーブティーがローカルでは好まれる。また、健康とウェルネスに対する消費者の意識が当該トレンドの推進力となっている



老舗の人気ブランド、マリアージュ・フレール

②



palais des thesの緑茶

パレデテ（茶館という意味です）  
パレデテは50人のお茶の専門家や愛好家が質の高いお茶を求めて自らの会社を設立したのがはじまり。お茶の鮮度や品質の確証を得るために、お茶の産地（20カ国余り）に自ら赴き、産地からの仕入れが基本方針。



紅茶の名店だが、緑茶のブランド力も高い

③



ティーハウスの抹茶

寿月堂パリ店  
創業164年の老舗海苔問屋丸山海苔店がプロデュースする日本茶専門店、2008年よりパリにて活動中。



コラボ店TOMOでは、寿月堂の抹茶を使用した定番のどら焼きも人気

## 1 - ② 茶市場の近年の傾向

### ◆ 外食分野におけるお茶の活用

- 人気パティスリー等はレストランと同じく、常に新商品展開を模索しており、その中で抹茶は柚子などとともに使われることがある。抹茶は健康に良いというイメージも強く頻繁に使われる。

#### 抹茶の活用



ベジタリアン・レストランで提供されている抹茶ボウル。  
オーツ麦ミルクで溶いた抹茶にバナナ・ラズベリーなどフルーツを入れて提供されている。



抹茶チーズケーキ



## 2. 輸出事前準備（出荷までに行うこと）

## 2. 輸出事前準備（出荷までに行うこと） チェックリスト

- 2-1 食品基準及びその他の規制・法令順守の確認
- 2-2 関税分類と関税の確認
- 2-3 製品ラベルの作成
- 2-4 商標及びその他の知的財産権の登録
- 2-5 各種証明書の取得
- 2-6 輸出入に必要な書類の準備

# フランスへの茶の輸出規制を正しく理解するために

## 品目

- ・正しい品目のカテゴリー：EUと日本で品目の定義が違う場合があることに注意。品目によっては輸出できない。
- ・正しいHSコードの把握：上6桁は世界共通であるが、下4桁は日本とEUで違うため、輸出先(EU)の関税コードを使用
- ・緑茶の番号は、0902.10-000若しくは0902.20-000。

## 製品情報

- ・茶葉原料および製造工程表の把握
- ・EU規制の基準を満たす製品の保証(食品規格・残留農薬・重金属・汚染物質・食品添加物・アレルゲンを含むラベル表示・食品包装材など)
- ・付加価値(有機食品・GI表示)の正しい表示
- ・商標及びその他の知的財産権の登録

## 必要書類

- ・輸出の際に必要な書類や証明書、税関に要求される施設要件や輸出事業者登録および動物・植物検疫など
- ・輸入側で必要となる必要書類、輸入ライセンス、事業者登録および動物・植物検疫など
- ・※通常の茶葉は加熱処理されているため、植物検疫検査は不要
- ・必要に応じて、分析結果などの証明
- ・日EU・EPA特恵税率が緑茶に適用される(3.2%→無税)

## 2-1 食品基準及びその他の規制・法令順守の確認

### ① 食品規格規制の確認

- 生鮮・加工食品に関わらず、EUで流通する全ての食品は「EU衛生パッケージ」（EUの衛生法）により定める衛生基準を遵守（規則（EC）No 178/2002）
- 各加盟国で販売名称が定められていることがある。

#### 【フランス国内法】

コーヒー、チコリ、茶の商品販売の不正防止に関する「1932年10月7日付デクレ」により、茶の販売名称を規定  
※デクレ：大統領や首相が発布する命令で、法的拘束力がある

- 「茶（thé）」の販売名称：「チャノキ（Thea chinensis, 学名：Camellia sinensis）」の葉や茎からなる製品で、良好な状態で、適切に調理、乾燥、圧延したもの。
- 次の事項については許可される。
  - ・ 前述の「茶」と違う品質の茶を混ぜること
  - ・ 発酵、焙煎、攪拌、圧延、ふるい分けなど茶に必要とされる調製や操作
  - ・ 前述のふるい分けによる残留物を含有するサプリメントの調製
  - ・ 緑茶への藍とターメリック（ウコン）による着色、石膏またはタルクによる艶出し
  - ・ カフェイン/テイン（théine）の抽出
- カフェインレスの茶（thé déthéiné）の販売名称：カフェイン(テイン)が除去されたもので、カフェインの含有量が1g / Kgを超えない、かつカフェインの除去により茶の有用な成分が奪われてはならない。
- 茶の原料とは違う原料を思わせる表示のパッケージで販売することは禁止される。
- ただし、原料の違う茶のブレンドは「thé（茶）」「thé mélangé（ブレンド茶）」と表示でき、比率などのラベル表示に関して規定がある。
- 薬用の茶のラベル表示に関しては別途規定あり。

## ② 食品添加物規制の確認

### ✓ 茶葉には食品添加物が含まれている？

→ 「いいえ」の方は23頁へ

→ 「はい」の方は下を確認

■ EUで流通する食品への食品添加物については、認可を得た添加物のみが使用を認められており、各食品カテゴリに許容含有量が設定されている。

■ フレーバーティなどを除き、茶葉そのものへの添加物の添加は許可されていない。

- 欧州議会・理事会規則（EC）No1333/2008に基づきポジティブリスト形式での規則が課されており、認可を得た食品添加物のみが使用を認められている。
- EU規制におけるポジティブリストでは、食品添加物ごとに「使用可能な食品カテゴリー」および「許容含有量」が定められているため、食品添加物が「14.1.5 コーヒー茶、果物抽出物等」の食品カテゴリーに対して使用可能かどうかについて確認する必要がある。ただし、茶葉そのもの（unflavoured tea）への、添加物の添加は禁止されている。（規則(EC) No 1333/2008 ANNEX II パートA）
- 添加物を使用した場合、原材料リストには重量順に特定の名称（E番号）で表示をする。一括表示（「安定剤」や「pH調整剤」など）は認められない。
- 食品に添加できるビタミンおよびミネラル成分に関しては、規則（EC）No1925/2006に記載されており、添加の条件や添加が禁止されている食品についても規定される。2022年12月21日より、没食子酸エピガロカテキン（エピガロカテキン3-ガラート）を含む緑茶エキスに関して、「1日の摂取量は800mg未満とすること」、1日の摂取量、妊娠中または授乳中の女性、および18歳未満の子供向けに摂取しない、空腹時の摂取を避けるよう、規定の警告文を表示する必要があります。（“Should not be consumed if you are consuming other products containing green tea on the same day”、“Should not be consumed by pregnant or lactating women and children below 18 years old”、“Should not be consumed on an empty stomach”）

# 2-1 食品基準及びその他の規制・法令順守の確認

## ② 食品添加物規制の確認

### 「14.1.5 コーヒー茶、果物抽出物等」の食品カテゴリーに対して使用可能な食品添加物

E番号	添加物	許容含有量	使用可能な食品カテゴリー
E 297	【pH調整剤】フマル酸	1000 mg/l	インスタント(加工済み)のフレーバーティとハーブティのみ
E 338 - 341, E 343 E 450 - 452	【酸化防止剤・pH調整剤・固化防止剤・乳化剤など】リン酸、リン酸塩、ポリリン酸塩など	2000 mg/l	自動販売機などで販売されるのコーヒーベースの飲み物、インスタントティーやハーブティのみ
E 355 - 357	【pH調整剤】アジピン酸など	10000 mg/l	家庭用粉末ドリンク (加工済み)
E 363	【pH調整剤】コハク酸	3000 mg/l	家庭用粉末ドリンク (加工済み)
E 473 - 474	【乳化剤、乳化塩、安定剤など】ショ糖脂肪酸エステル、スクログリセリド	10000 mg/l	家庭用ホット飲料用粉末 (加工済み)
E 481 - 482	【乳化剤、安定剤】ステアロイル乳酸ナトリウム、カリウム	2000 mg/l	家庭用ホット飲料用粉末 (加工済み)

E番号	添加物	許容含有量	使用可能な食品カテゴリー
E 200-213	【防腐剤】 ソルビン酸、ソルビン酸カリウム安息香酸、安息香酸ナトリウムなど	600 mg/l	茶の濃縮エキス、果実やハーブの濃縮エキス(抽出液)のみ
E 242	【防腐剤】 二炭酸ジメチル	250 mg/l	茶の濃縮エキス(抽出液)のみ
E 246	【防腐剤】 糖脂質 (Glycolipid)	20 mg/kg	茶の濃縮エキス、果実やハーブの濃縮エキス(抽出液)のみ
E 491 -495	【乳化剤、安定剤等】ルビタン脂肪酸エステル,スパン等	500 mg/l	茶の濃縮エキス、果実やハーブの濃縮エキス(抽出液)のみ
E 960a-960c	【甘味料】ステビオール配糖体	30 mg/l	無糖およびカロリー控えめコーヒー、ティー、ハーブドリンク

### ③ 残留農薬・残留物質規定の確認

- ✓ **茶葉の生産の際、何らかの農薬を使用したことがある？**
  - 「いいえ」の方は25頁へ
  - 「はい」の方は下を確認
- **通関時や市場で、残留農薬検査の抜き打ち検査がある。**
- **現地のバイヤー（輸入事業者、卸売事業者）は、抜き打ち検査の自衛のため、商品に関する検査結果を要求する傾向にある。**
- **農薬には多数の種類があり、過去に一度使用した場合、数年間は検出される農薬が存在する。生産現場では利用されていない場合であっても、分析で検出される場合があるので注意。**
  - 使用可能な農薬についてポジティブリスト制を採用しており、食品の種類ごとに、許容される残留農薬の上限値（Maximum Residue Limit:MRL）が規定（欧州議会・理事会規則（EC）No396/2005）されている。
  - MRL は当該食品 1 キログラムあたりに許容される農薬量（mg/kg）として示され、MRLが設定されていない農薬と食品の組み合わせに対しては、一律0.01mg/kgの下限値が適用される。
  - EU域内では2018年より、一部のネオニコチノイド系殺虫剤（イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム）の屋外での使用が禁止されている（2023年よりスルホキサフロルの屋外使用も禁止）。これに伴い、クロチアニジン(0.70 mg/kg → 0.05 mg/kg ) およびチアメトキサム(20 mg/kg → 0.05 mg/kg )のMRLsを引き下げる法案がEUで採択されており、2026年3月7日から輸入農産品にも適用される予定である。

## 2-1 食品基準及びその他の規制・法令順守の確認

### ③ 残留農薬・残留物質規定の確認

#### 日本で茶に検出される農薬活性物質の残留農薬の上限値の一例

(2023年2月1日時点)

英語名	農薬(活性化物質)名	残留農薬の上限値(mg/kg)	
		EU	日本
Chlorfenapyr	クロルフェナピル	50	40
Tebuconazole (R)	テブコナゾール	0.05*	80
Thiamethoxam	チアメトキサム	20	20
Clothianidin	クロチアニジン	0.7	50
Chlorantraniliprole (DPX E-2Y45) (F)	クロラントラニリプロール	0.02*	50
Flufenoxuron (F)	フルフェノクスロン	15	20
Dinotefuran	ジノテフラン	0.01	25
Fenbuconazole	フェンブコナゾール	0.05*	30
Difenoconazole	ジフェノコナゾール	0.05*	15
Pyriproxyfen	ピリプロキシフェン	15	15
Buprofezin	ブプロフェジン	0.05*	30
Flubendiamide (F)	フルベンジアミド	50	50
Methoxyfenozide (F)	メトキシフェノジド	0.05*	40
Tolfenpyrad	トルフェンピラド	0.01	30
Boscalid	ボスカリド	40	60
Lufenuron (any ratio of constituent isomers) (F)	ルフェヌロン	0.05*	10
Flonicamid (sum of flonicamid, TFNA and TFNG expressed as flonicamid) (R)	フロニカミド	0.1*	40
Bifenthrin	ビフェントリン	30	30
Acetamiprid	アセタミプリド	0.05*	30
Cyantraniliprole	シアントラニリプロール	0.05*	30
Imidacloprid	イミダクロプリド	0.05*	10

\* 検出限界値



## 2-1 食品基準及びその他の規制・法令順守の確認

### ④ 重金属及び汚染物質規制の確認

- ✓ **重金属や汚染物質が製品に混入した可能性がある？**
  - 「いいえ」の方は27頁へ
  - 「はい」の方は下を確認
- **通関時や市場で、重金属及び汚染物質の抜き打ち検査がある。**
- **現地のバイヤー（輸入事業者、卸売事業者）は、抜き打ち検査の自衛のため、商品に関する検査結果を要求することが考えられる。**
- **生産現場では利用されていない場合であっても、汚染物質や化学物質（昆虫忌避剤など）が分析で検出される場合があるので注意。**
  - 欧州委員会規則（EC）1881/2006）では、食品カテゴリーごとに含まれる汚染物質の上限値が規定されている。
  - 「汚染物質」とは、意図的に食品に添加されたものではなく、食品の生産（作物管理、畜産、獣医療における作業を含む）、製造、加工、調理、処理、放送、梱包、輸送及び保管などのプロセスまたは生育環境に由来して、食品中に存在する物質のことを指す。上限値を超えた食品を原料として使用することも禁止されている。
  - 緑茶の場合、メラミン及び過塩素酸イオンの上限値が規定されており、2022年7月からは天然の毒性をもつピロリジンアルカロイド（pyrrolizidine alkaloids）の上限値も設定されている。
  - 農薬以外の化学成分（汚染物質）のジエチルトルアミド（DEET 忌避剤）やビフェニル（ジフェニル 防カビ剤）なども「茶」から検出されることがあるため注意が必要です。

## 2-1 食品基準及びその他の規制・法令順守の確認

### ④ 重金属及び汚染物質規制の確認

#### 欧州委員会規則（EC）1881/2006）に規定される汚染物質の上限値

物質名	上限値	対象品目
ピロリジジンアルカロイド	150 mg/kg	乳幼児向けを除く乾燥した茶（Camellia sinensis）およびフレーバーティ
	75 mg/kg	乳幼児・子供向け乾燥した茶、フレーバーティ、薬草から煎じたもの
	1 mg/kg	乳幼児・子供向け液体の茶、フレーバーティ、薬草から煎じたもの
メラミン	2.5mg/kg	乳児用調製粉乳および乳児用栄養補給調製食品を除くすべての食品
過塩素酸塩	0.75mg/kg	茶（Camellia sinensis） ドライフルーツや植物を煎じたもの

## 2-1 食品基準及びその他の規制・法令順守の確認

### ⑤ 食品包装規制の確認



食品接触材であることを示すロゴ

✓ 小売形態（個包装）になっている茶葉を輸出する？

→ 「いいえ」の方は28頁へ

→ 「はい」の方は下を確認

- EUでは、食品と接触する全ての素材を「Food Contact Material」として規則（EC）No.1935/2004に基づき管理されているため、茶葉の包装材の素材は全て規則に従う必要がある。
- 適合宣言の責任は基本的に輸入業者にあるため、適合宣言書のフォーマットや安全性評価の具体的な進め方については輸入業者に確認する。
- 食品包装の規制対策については個別で対応するというより、既にEUの包材規則に対応している（適合宣言書を提示できる、ロゴの表示）事業者から包材を仕入れることが一般的。

プラスチック・熱可塑性エラストマー	規則(EU) 10/2011	ポジティブリスト形式で使用規制
アクティブ・インテリジェント素材	規則(EC) 450/2009	食品と誤認されるおそれがある場合、3mm以上のフォントサイズで‘DO NOT EAT’ と表記。
再生プラスチック	規則 (EU) 2022/1616	同規則に規定されるリサイクルプロセスからなる原料で製造された再生プラスチック のみが、食品接触素材として使用可能。
セラミック	指令84/500/EEC	カドミウムと鉛の検出上限値が規定
再生セルロースフィルム	指令2007/42/EC	ポジティブリスト形式で使用規制
BPA(ビスフェノールA)	規則(EU) 2018/213	乳幼児向け食品に接触することが意図された包装材の原料への禁止
エポキシ樹脂	規則1895/2005/EC	エポキシ誘導体の定義と使用制限

### 【フランス独自の規則】

- 2022年1月1日以降、生物分解性でないプラスチックティーバッグの流通が禁止されている。
- 食品に接触するすべての包装容器にビスフェノールA（BPA）の使用が禁止されている。

### ⑥ 食品ラベル表示規制の確認

#### ✓ 商品のラベル表示は輸出する前に変更する？

→ 「いいえ」の方は31頁へ

→ 「はい」の方は下を確認

#### ■ EU域内で流通する食品全般のラベル表示について規則（EU）No 1169/2011に従って販売国の言語で表示する必要がある。

- アレルゲン表記の対象品目が日本より広く、個別表示が義務（ただし、緑茶の場合、アレルゲン物質に該当しないため、実質的な表示義務はなし）
- 栄養表示項目に『飽和脂肪酸』『糖類（単糖類・二糖類）』が追加で必要（ただし、茶葉、栄養価に影響を与えないフレーバーを加えただけの茶については、栄養表示義務の対象外）
- 原材料リストは単一原材料、食品の名称同一（茶など）の場合は不要
- 食品添加物を添加した場合、原則として、すべての原材料（食品添加物や酵素を含む。）を添加物名（E番号）で重量順に表示する
- 追加表示義務（規則（EU）No 1169/2011 ANNEX III）もあり

#### ■ 栄養・健康に関する強調表示に関して規則（EC）No 1924/2006で定められており、記載可能な強調表示はポジティブリスト形式で規定される。

- 記載可能な表現、強調表示を行うために含まれるべき栄養素等の基準が定められる。
- 「Low sugars（低糖）」「Sugars-free（無糖）」などを表示する場合、規則で定義される基準を遵守する。

# 2-1 食品基準及びその他の規制・法令順守の確認

## ⑥ 食品ラベル表示規制の確認

規則(EU)No 1169/2011(第9条)に規定される「茶葉」のラベル表示義務項目(販売国の言語で表示)

食品の名称	必要	EUまたは加盟国の規則等で規定される① <b>法的名称</b> 、存在しない場合は、当該販売国で消費者に食品名称として受け入れられている② <b>慣習的名称</b> を使用する。①②に当てはまらない場合、説明的名称(他の製品と区別できる説明)を使用する。商標やブランド名を食品の名称として使用できない。
原材料リスト		すべての原材料(食品添加物や酵素を含む。)を重量順に表示する(2%未満の原材料は重量順でなくとも可)単一原材料で食品の名称同一である場合は不要。ナノマテリアルを含有する場合「ナノ」と添える。
アレルギー物質		指定14アレルギー物質を含有する場合は、原材料リストに表示(太字やフォントで強調する)。アレルギーを誘発し、最終製品に残存する添加物や加工助剤にも表示義務あり。
原材料の分量	必要	調理や製造に使用された原材料を食品の名称に使用又は消費者が連想する場合、言葉や図・写真で強調されている場合、特徴付け、混同され得る製品と区別する場合は、ANNEX VIIIの例外を除き、原材料の分量を表示する
正味量	必要	重量単位で「kg(キログラム)」または「g(グラム)」で表示。EU規制に準拠していることを示す「eマーク」を任意表示できる。
賞味期限/消費期限	必要	微生物学的観点から傷みやすい場合、賞味期限に代えて「消費」期限(the 'use by' date)を表示。
特殊な保存条件や使用条件	必要	特別な保存条件や使用条件を必要とする場合には、表示。
アルコール度数		アルコール含有量(体積比 by volume)が1.2%以上の飲料はアルコール度数(体積比表示)を表示。
食品事業者の名称および所在地	必要	販売している食品事業者、EU域内事業者でない場合は、EUへの輸入企業の名称または商号および所在地。委託製造の場合、登記番号。
原産地	必要	消費者が実際の原産国と誤認し得る場合は原産国を表示。また原産国が表示されている場合で、主原料の原産国が違う場合は併記するか、「起源地と異なる(〇〇 do/does not originate from ××)」ことを明記する。(実施規則(EU)2018/775)
使用方法の指示	必要	記載がなければ適切な使用が困難な場合に記載。
栄養表示		ANNEX VIに規定される一部の食品を除き、100gまたは100mlあたりの必須栄養素を表示。
製造ロット番号	必要	「L」の文字の後に製造ロット番号を表示する(「Lot」の後にロット番号でも可能)。

# 2-1 食品基準及びその他の規制・法令順守の確認

## ⑥ 食品ラベル表示規制の確認

### ■ 規則 (EU) No 1169/2011 ANNEX III に規定される追加表示義務の一例

- 空気を除去して、密閉した包装容器内に窒素などその他のガスを充てんしたガス充てん包装がなされた食品は、「packaged in a protective atmosphere」と表示する。ただし、有機製品に使用できる窒素ガス充てん等は、実施規則 (EU) 2021/1165 ANNEX V PART Aに規定される添加物のみが使用可能
- アスパルテーム (aspartame) またはアスパルテームアセスルファム塩 (aspartame-acesulfame salt) を使用した場合、原料リストにE番号を記載し、「contains aspartame (a source of phenylalanine)」（フェニルアラニン源の）アスパルテームを含む」と記載するか、原料リストに具体的な名称を記載して「contains a source of phenylalanine」（フェニルアラニン源を含む）」と記載する
- カフェインの含有量が150mg/リットルを超える飲料（希釈または抽出して飲む飲料を含む）には、「高カフェイン含有。子供、妊婦、授乳中の女性にはお奨めしません (High caffeine content. Not recommended for children or pregnant or breast-feeding women)」と商品名の側に記載した上で、続けてカフェイン含有量 (mg/100ml) をカッコ書きで表記する

### ■ 規則 (EC) No 1924/2006 に規定される栄養・健康に関する強調表示

- 虚偽や曖昧、誤解を招くような訴求、他の製品の安全性や栄養適性に疑問を抱かせるような訴求、また過剰な摂取を促すような訴求などは禁止される（例「コロナに打ち勝つ」「風邪の時に利用できる」などは記載できない）
- 認可された表現、認可されない表現はEUの登録リストで検索可能

#### EUで記載可能な表現・強調表示 一例

「Vitamin C contributes to maintain the normal function of the immune system during and after intense physical exercise (ビタミンCは激しい運動中および運動後に免疫系の正常な機能の維持に寄与する)」

「Olive oil polyphenols contribute to the protection of blood lipids from oxidative stressオリーブオイルのポリフェノールは、血中脂質を酸化ストレス予防に寄与する)」

#### 許可されていない表示 一例

「ビタミンCは免疫力を増加させる」

「フラボノイド、特に緑茶のカテキンは、炭水化物の吸収を ●% 減少させます。内臓脂肪を減らす」等

「コロナに打ち勝つ」「お茶は消化を助ける」などポジティブリストに掲載されない表現

「Polyphenols contained in this product ensure antioxidant action (この製品に含まれるポリフェノールは、抗酸化作用を保証します)」「contains antioxidant/s (抗酸化物質を含みます)」



## 2-2 関税分類と関税の確認

### ① 関税分類・額の確認

- ✓ 輸出する茶葉の関税番号を確認し、適用される関税と規則を確認すること。
- ✓ 無税であっても提出書類がある。

**注意：輸入する港がEU域内であれば、日本からの輸入品の適用関税率は一律同じ。**

- EUの合同関税品目分類表（CN）とよばれる物品の分類表を設定しており、輸出品目に該当する品目の関税率を特定・確認する必要がある。
- EUでは、関税分類は粉末か否かではなく、正味重量が3kg以下かどうかで区別の基準。

CNコード(HSコード)	関税率:通常	関税率:EPA適用
0902.10.00 緑茶(発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装してものに限る)	3.2%	非課税 (0%)
0902.20.00 その他の茶(発酵していないものに限る)	非課税 (0%)	非課税 (0%)

- 日EU・EPAの適用を受けるためには、輸出品の原産地が日本であることを証明する原産地証明が必要。特に、日EU・EPAでは自己申告証明が採用されており、輸出者・輸入者・通関業者のいずれかが、自ら原産地を証明することが必要。
- 原産地証明に関する詳細は、以下の日本税関のポータルサイトで確認できる。

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/jpeu.htm>

### ②その他の国内諸税の確認

【フランスの関税以外の税について】

- 付加価値税（VAT）や物品税（Excise tax）などの内国諸税は、EU では統一されておらず、各加盟国で設定される。
- フランス国内への茶葉の輸入においては、関税以外の税として、付加価値税（VAT）の5.5%が課税される。
- 付加価値税（VAT）の課税は、通関の際ではなく、売買の際に徴収されることとなる。



## 2-3 製品ラベルの作成

- ✓ **フランスを含むEU域内で流通する食品（お茶を含む）は食品のラベル表示規制の適用が必要。**
  - **全ての業者は下を確認**
- **食品のラベル表示は、EU域内で流通する全品目に課されており、日本からの輸入品にも適用される。EU市場で流通し消費者に販売される時点より輸入者・販売者に義務が課される。**
  - 食品名
  - 原材料リスト（食品添加物を添加した場合）
  - アレルゲン（緑茶はアレルゲン物質には該当しないため、実質的な表示義務はなし）
  - 正味量
  - 賞味期限/消費期限
  - 特別な貯蔵条件/使用条件（条件がある場合）
  - EU域内の事業者若しくは輸入業者の名称と住所（当該商品に責任を負う者）
  - 使用方法（指示がないと使用が困難と思われる場合）
- **所管・監督官庁**
  - ・DG Trade ・DG Sante ・EFSA
- **食品ラベル表示に関する法令は、(EU)No 1169/2011で規定**

## 2-4 商標及びその他の知的財産権の登録

- ✓ フランスで自社の商品名やブランドを維持したい。模倣を排除すべく、準備したい。
  - 「いいえ」の方は35頁へ
  - 「はい」の方は下を確認
- フランス市場で自社の商標を保護するために、製造業者は、輸入業者などに自社の商標を登録するよう勧められている。
  - 製造業者は、フランス市場向けの特別なロゴ、ブランド名、或いは特徴的なパッケージデザインを検討する場合、フランス市場向けに登録する商標は、日本で販売する製品向けに登録した商標とは異なる場合がある。
- 商標のためのチェックリスト
  - フランスにおいて製造業者が希望する商標やブランド名などの名称が既に登録されているかどうかの確認
  - フランスにおける連邦商標登録の実施
    - 2-A フランスでの直接出願
    - 2-B 国際登録出願（「マドリードプロトコル議定書」又は「マドプロ」による出願）
- 誰が実施するか  
製造業者、輸出業者、輸入業者
- フランスにおける商標及び知的財産権の登録に関するリンク  
特許庁：<https://www.jpo.go.jp/>

## 2-5 有機証明書の取得

- ✓ **茶製品は、有機JASを取得していますか？（フランスで有機（BIO）は付加価値であるため、取得することが推奨される）**
  - 「いいえ」の方は37頁へ
  - 「はい」の方は下を確認

### ■ 日本の有機JAS製品（茶などの農産品）は、2026年12月31日まで、EUの有機制度との同等性を有することから、一定の手続きを行うことで、フランスでも「有機」製品として、流通が可能。

- 「有機JAS」認証を取得した食品が無条件にEU域内で有機食品として販売できるわけではないことに注意。
- 一定の手続きを踏まずに、「Organic」や「BIO」と表示している場合、通関拒否、シップバックとなることもある。

### ■ 一部の有機登録認証団体（Control bodies）が発行する検査証明書を添付することにより、有機食品としてフランスに輸出することが可能。

- 必ずしも全ての有機JAS登録認定機関が発行できるわけではないことに注意。（詳細は次のページ）

### ■ 輸出の際には有機登録認証団体が発行する検査証明書を輸出品に添付する必要がある。

- 有機JASの証明書は、TRACESシステムを用いて電子的に提出することが義務付けられており、証明書を発行する登録機関がTracesシステムに登録されている必要がある。

### ■ 関連法令に関するリンク

実施規則（EU）2021/2325

[https://eur-lex.europa.eu/eli/reg\\_impl/2021/2325/oj](https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2021/2325/oj)

有機食品の検査認証制度（農林水産省）

[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/yuuki.html](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)

## 2-5 有機証明書(認証)の取得

### ✓ 有機JAS製品の同等性を利用して、EUで有機食品として販売する場合

#### ■ 委任規則(EU) 2021/2325により、日本の有機JAS制度は、EUの有機制度との同等性を有する(2026年12月31日まで)

- ただし、「有機JAS」認証を取得した食品が無条件にEU域内で有機食品として販売できるわけではない。
- 規則(EU) 2021/2325 ANNEX Iに記載される有機登録認証団体のみが検査証明書を添付することができ、EUで「有機(Organic)」として流通することができる。
- たとえ、日本で有機JASを取得していても、検査証明書を取得していない商品の包装に「Organic」と印刷することは違反行為となり、輸入国でラベルを張り替える措置が求められる。
- 有機JAS農産物であっても、EUの残留農薬基準などEU規則に準拠する必要がある
- 任意でEUの有機ロゴ(ユーロリーフ)の使用が可能で、日本から輸入した有機JAS認定食品には「non-EU Agriculture」の表示をあわせて記載する。(生産国が日本のみの場合は、「non-EU」を「JAPAN(国名)」に代替可能。)

#### ■ 関連リンク

##### ジェトロ輸出ポータルサイト EU「茶」の輸入規制

[https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/greentea.html#03\\_07](https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/greentea.html#03_07)



図: EUの有機ロゴ  
(ユーロリーフ)

## 2-6 輸出入に必要な書類の準備

✓ **全ての輸出事業者は下を確認してください。**

■ **製造業者や輸出業者は輸出入通関のプロセス（通関確認通過 Customs Check and Clearance）を円滑にするため、輸出入通関に必要な書類を準備し、輸入業者に送付しなくてはならない。**

■ **輸出入税関の際に必要な書類は以下の通り。**

- 輸入貨物積荷目録
- 免税許可証（必要な場合）
- 留置通知書のコピー（必要な場合）
- 船荷証券
- 航空貨物運送状
- 請求書
- 梱包明細書（パッキングリスト）
- 引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知

■ **関連法令及びその関連するリンク**

関税法第67条、第67条の2、第70条

**税関 税関手続きFAQ（財務省関税局）**

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents_jr.htm)

### **3. 輸出手続き（空港、港湾で行う手続き）**

## 3-1 植物検疫証明書と分析証明書の取得

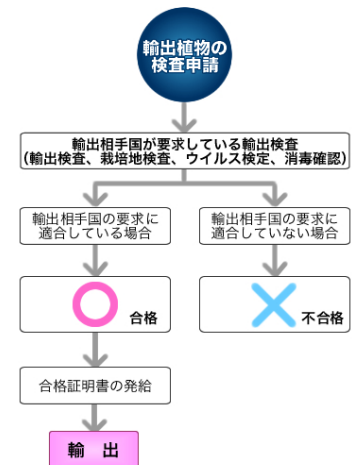
- ✓ **輸出する茶製品は加熱処理されているか？ 通常の茶葉は加熱されているため、植物検疫検査は不用です。**

- 「はい」の方は40頁へ
- 「いいえ」の方は下を確認

- **輸出検査は、日本から輸出される植物がこれら輸出相手国の植物検疫の条件に適合しているかどうかについて行います。**
- **この輸出検査に合格したものについて、「植物検疫証明書（phytosanitary certificate又は合格証明書とも言います。）」を発給しますので、この証明書を輸出植物に添付し輸出してください。**

- **関連法令及びその関連するリンク**  
関税法第67条、第67条の2、第70条  
**農林水産省植物検疫所**

<https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/export/ekensa/index.html>



## 3-2 輸出税関の通過（日本の税関の通関）

- ✓ **貨物を輸出する際は、必ず税関へ輸出申告を行い、税関職員に必要な検査をしてもらい、その許可を受けなくてはならない。**
- **輸出申告は、輸出しようとする貨物を保税地域に搬入する前であっても行うことが可能、輸出の許可は、原則として輸出しようとする貨物を保税地域に搬入した後に行われる。**
- **輸出の申告行為は、貨物の輸出者が輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域の所在地を管轄する税関に対して行うことが原則であるが、貨物の輸出業者から委任を受けて、通関業者（乙仲ともいう）が代理申告することもできる。**
- **輸出申告における申告事項は以下の通り**
  - 貨物の記号・番号・品名・数量及び価格
  - 貨物の仕向け地並びに仕向け人の住所（相手先の会社名やその住所）
  - 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称または登録記号
  - 貨物の留置場所などその他参考となるべき事項
- **関連法令及びその関連するリンク**

関税法第67条、第67条の2、第70条

**税関 税関手続きFAQ（財務省関税局）**

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents_jr.htm)



## **4. 輸入手続き（現地到着時に行う手続き）**

## 4-1 食品安全検査の経過

### ① 国境管理所への事前通知 ② 貨物検査の実施 ③ 貨物の入国の許可

✓ 貨物を輸出する際は、上記手続きを必ず行う必要があります。

- 輸入の際には、貨物の到着一日前までに共通衛生入域文書（CHED）をTRACEなどの電子システム経由で国境管理所（BCP）に相談する必要がある。
  - 緑茶についても、人間、動物または植物の健康、動物福祉に対するリスクに応じて、EU規則に適合しているか、貨物検査が実施される可能性がある。
  - 検査に要した費用は請求される。
    - 検査費用の額は、輸出時期や品目など、場合によって異なるため、所管官庁・機関に確認する必要がある。
    - 所管官庁・機関：国境管理所
- [https://ec.europa.eu/food/animals/vet-border-control/bip-contacts\\_en](https://ec.europa.eu/food/animals/vet-border-control/bip-contacts_en)

#### ■ 関連法令

#### (EU)2017/625第44条及び第47条

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32017R0625>

## 4-2 輸入税関の通関

### ① 国境管理所への事前通知 ② 貨物検査の実施 ③ 貨物の入国の許可

✓ 貨物を輸出する際は、通関手続きは必ず行う必要があります。通関では、以下の必要書類を提出し、通過する必要があります。

- 通関申告書（単一管理文書）
- インボイス（商業送り状）
- パッキングリスト（包装明細書：P/L）
- 価格申告書
  - CIF価格が2万€を超える場合、通関申告書とあわせて価格申告書を提出する。
- 船荷証券（B/L）若しくは航空運送状（AWB）
- 有機産品の場合、共通衛生入域文書（CHED）、検査証明書
- その他輸入が認められるか否かを判断するために必要な関連資料・情報
  - 原産地証明書
  - 検査証明書 等

(EU)欧州議会・理事会規則2017/625

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32017R0625>

- ◆ 本資料は、日本からフランスへの食品輸出、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。日本政府、フランス政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本資料の内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。ジェトロ・パリは、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。
- ◆ 実際の輸出・販売を行う際には、関係機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

本資料に関する問い合わせ先：  
日本貿易振興機構(ジェトロ)  
パリ事務所  
電話番号：+33 1 42 61 29 49  
E-mail アドレス：food-prs@jetro.go.jp